平成３０年（フ）第１４号
奈良県橿原市菖蒲町４丁目17番６号
債務者　寺田測量事務所こと　寺田　明生
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
札幌市豊平区豊平８条10丁目１番20号　ピュアハウス８・10―101号
債務者　星野　義一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村真太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４９号
さいたま市北区大成町４丁目748番地　スモールリバー大成103
債務者　水野　和也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　千晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
名古屋市西区上名古屋３丁目７番15号　コーポ浄心704号
債務者　吉本　泰隆
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕允
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
大阪府豊中市上新田３丁目２番５―207号
債務者　宮下由起子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠井　計志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１号
大阪市阿倍野区北畠１丁目１番14号
債務者　プラスガーデンこと　本田浩太郎
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　旦長
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地132　鹿島総合住宅Ｂ１―405
債務者　横田　明子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　碧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１４５号
札幌市清田区里塚３条１丁目４番１号
債務者　鈴木　光晴
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
群馬県桐生市境野町６丁目1593番地の６
債務者　紋谷　秀和
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲毛　正弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第３号
島根県浜田市長沢町351番地20
債務者　徳田　広恵
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　幸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１８５５号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番15―605号
債務者　五十嵐賢一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
群馬県みどり市大間々町大間々1480番地９、破産申立時の住所さいたま市北区東大成町２丁目55番地２　パレス東103
債務者　宮田　翔多
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　英功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
長野市大字徳間1101番地12
債務者　木村　松夫
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
愛知県半田市桐ケ丘４丁目208番地の５
債務者　田中　　努
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　淳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
京都市伏見区竹田内畑町285番地
債務者　山﨑　雅弘
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
長崎県長崎市鳴見台２丁目45番20号　医療法人恵会　光風台病院、住民票上の住所長崎県長崎市西海町3271番地６
債務者　手水　一夫
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
鹿児島県鹿児島市武１丁目41番６号　ハイム武101号
債務者　佐々木慎吾
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　献
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係